

《注意事項》

1. 相談の申し込みはこの用紙を使用して、相談者→（所属組合）→弁護士の方法でお申し込み下さい。
2. 「相談」は基本的には無料ですが、「相談」以上の実務になった場合は、弁護士との個別契約となり、費用の自己負担が必要となります。
3. F A Xでの相談の場合、弁護士からの回答は、電話または面談とさせていただきますのでご承知おき下さい。
4. 弁護士が相談者の地元へ出向く必要が生じた場合は、弁護士に対して下記の日当・交通費が必要となります。
5. ご記入いただいた内容については、『個人情報保護法』の理念に基づき、「くらしの法律相談」の目的以外には使用しません。

《日 当》

拘束時間 (移動時間を含む)	日 当
4時間未満	5,000円
4時間以上	10,000円

《交通費》

場 所	交通費
熱海市・伊東市など伊豆東海岸地区（下田市含む）	7,000円
田方郡以南の伊豆西海岸地区	6,000円
三島市・沼津市（旧戸田村を除く）・裾野市・御殿場市・駿東郡など沼駿地区	5,000円
富士・富士宮地区	3,000円
静岡市（葵区、駿河区）	無 料
上記以外の中部地区	1,000円
大井川以西・天竜川以東の西部地区	3,000円
天竜川以西の西部地区	5,000円